

千葉県国民健康保険運営協議会の概要について

平成29年1月10日
健康福祉部保険指導課

1 目的

国民健康保険事業の運営に関する都道府県が処理することとされている重要事項（納付金の徴収、国民健康保険運営方針等）の審議

なお、平成30年4月1日の制度改正前までに、本県における国民健康保険運営方針を策定するものとされている。

2 設置根拠

○ 国民健康保険法第11条第1項

- ・都道府県に国民健康保険運営協議会の設置義務
- ・審議する事項

…国保事業費納付金の徴収及び国保運営方針の作成等の重要事項等

○ 千葉県行政組織条例第28条第1項

- ・県は別表第2に掲げる附属機関を置き、担任する事項について審議する。
（附属機関名：千葉県国民健康保険運営協議会）

3 委員構成

総数	内 訳
14人以内	被保険者代表 4人以内
	保険医等代表 4人以内
	公益代表 4人以内（会長選出）
	被用者保険代表 2人以内

4 委員の任期

平成28年12月1日から平成30年3月31日まで

（平成30年4月1日以降は政令の定めにより任期3年）